



三重県公報

平成26年9月19日（金）

第 2633 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
602	三重県個人情報保護条例第48条第1項の知事が別に定めるものの一部を改正する告示	（ 情 報 公 開 課 ）	2
603	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（ 地 域 福 祉 課 ）	2
604	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（ 同 ）	2
605	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（ 同 ）	3
606	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（ 同 ）	3
607	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	（ 治 山 林 道 課 ）	3
608	漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧	（ 水 産 経 営 課 ）	4
609	同件	（ 同 ）	4
610	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（ 企 業 誘 致 推 進 課 ）	5
611	特定計量器の定期検査の実施	（ 計 量 検 定 所 ）	5
	海 調 委 告 示		
5	三重海区におけるふぐはえなわ漁業についての指示	（海区漁業調整委員会）	5
6	定置漁業の保護区域を定めた旨	（ 同 ）	6
	公 告		
	家畜人工授精師免許証の交付	（ 畜 産 課 ）	7
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	（ I T 推 進 課 ）	7
	同件	（ 水 産 研 究 所 ）	7
	随意契約の相手方を決定した旨	（ 警 察 本 部 ）	8

告 示

三重県告示第 602 号

三重県個人情報保護条例第 48 条第 1 項の知事が別に定めるもの（平成 17 年三重県告示第 767 号）の一部を次のように改正します。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

「公益財団法人三重ボランティア基金
表中 公益財団法人三重子どもわかもの育成財団」を「公益財団法人三重ボランティア基金」に、
「公益財団法人暴力追放三重県民センター」を 公益社団法人三重県緑化推進協会 に改める。
公益財団法人三重県農林水産支援センター
三重県土地開発公社 」

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 603 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変 更 事 項	変 更 内 容		変 更 年 月 日
				新	旧	
茶話本舗 四日市 南デイサービスセ ンター	介護ジャパン三 重株式会社	通所介護	名称	デイサービス クラス 四日市 南	茶話本舗 四日 市南デイサービ スセンター	平成 26 年 8 月 1 日
茶話本舗 四日市 笹川デイサービス センター	介護ジャパン三 重株式会社	通所介護	名称	デイサービス クラス 四日市 笹川	茶話本舗 四日 市笹川デイサー ビスセンター	平成 26 年 8 月 1 日
茶話本舗 四日市 笹川デイサービス センター	介護ジャパン三 重株式会社	介護予防通 所介護	名称	デイサービス クラス 四日市 笹川	茶話本舗 四日 市笹川デイサー ビスセンター	平成 26 年 8 月 1 日
茶話本舗 鈴鹿小 田町デイサービス センター	介護ジャパン三 重株式会社	通所介護	名称	デイサービス クラス 鈴鹿小 田町	茶話本舗 鈴鹿 小田町デイサー ビスセンター	平成 26 年 8 月 1 日
茶話本舗 鈴鹿小 田町デイサービス センター	介護ジャパン三 重株式会社	介護予防通 所介護	名称	デイサービス クラス 鈴鹿小 田町	茶話本舗 鈴鹿 小田町デイサー ビスセンター	平成 26 年 8 月 1 日
訪問看護リハビリ ステーション あ すか	合同会社 H a b i l i s	訪問看護	所在地	四日市市赤堀南 町 6-7	四日市市新正 4 丁目 5 番 26 号	平成 26 年 6 月 1 日
訪問看護リハビリ ステーション あ すか	合同会社 H a b i l i s	介護予防訪 問看護	所在地	四日市市赤堀南 町 6-7	四日市市新正 4 丁目 5 番 26 号	平成 26 年 6 月 1 日

三重県告示第 604 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の 種 類	廃 止 年 月 日
アースサポート 伊勢	伊勢市宮町1丁目9番 20号	アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本町1丁 目4番14号	居宅介護支援 事業	平成26年 8月31日

三重県告示第 605 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成26年9月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
茶話本舗 四日市 南デイサービスセ ンター	介護ジャパン三 重株式会社	通所介護	名称	デイサービス クラス 四日市 南	茶話本舗 四日 市南デイサービ スセンター	平成26年 8月1日
茶話本舗 四日市 笹川デイサービス センター	介護ジャパン三 重株式会社	通所介護	名称	デイサービス クラス 四日市 笹川	茶話本舗 四日 市笹川デイサー ビスセンター	平成26年 8月1日
茶話本舗 四日市 笹川デイサービス センター	介護ジャパン三 重株式会社	介護予防通 所介護	名称	デイサービス クラス 四日市 笹川	茶話本舗 四日 市笹川デイサー ビスセンター	平成26年 8月1日
茶話本舗 鈴鹿小 田町デイサービス センター	介護ジャパン三 重株式会社	通所介護	名称	デイサービス クラス 鈴鹿小 田町	茶話本舗 鈴鹿 小田町デイサー ビスセンター	平成26年 8月1日
茶話本舗 鈴鹿小 田町デイサービス センター	介護ジャパン三 重株式会社	介護予防通 所介護	名称	デイサービス クラス 鈴鹿小 田町	茶話本舗 鈴鹿 小田町デイサー ビスセンター	平成26年 8月1日
訪問看護リハビリ ステーション あ すか	合同会社H a b i l i s	訪問看護	所在地	四日市市赤堀南 町6-7	四日市市新正 4 丁目5番26号	平成26年 6月1日
訪問看護リハビリ ステーション あ すか	合同会社H a b i l i s	介護予防訪 問看護	所在地	四日市市赤堀南 町6-7	四日市市新正 4 丁目5番26号	平成26年 6月1日

三重県告示第 606 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成26年9月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の 種 類	廃 止 年 月 日
アースサポート 伊勢	伊勢市宮町1丁目9 番20号	アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本町1丁 目4番14号	居宅介護支援 事業	平成26年 8月31日

三重県告示第 607 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

第1

1 解除予定保安林の所在場所

度会郡度会町注連指字屏風岩谷2494の1・2494の46・小萩字登り尾390の2・字松峠391の1・川上字

脇谷 572 の 2 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

第 2

- 1 解除予定保安林の所在場所
度会郡度会町小川字西山 1103 の 36・1103 の 51・1110 の 1・注連指字獅子ガ谷 2507 の 2・2510 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 608 号

漁船損害等補償法施行令(昭和 27 年政令第 68 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号)第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
志摩市阿児町安乗 219-3	山川 源一	志摩北	三重外湾漁業協同組合
志摩市浜島町浜島 484-2	柴原 一徳	志摩北	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成 26 年 9 月 19 日から同年 10 月 3 日まで
- (2) 縦覧場所
志摩市阿児町安乗 355-22 三重外湾漁業協同組合志摩支所安乗事業所

三重県告示第 609 号

漁船損害等補償法施行令(昭和 27 年政令第 68 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号)第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
志摩市志摩町和具 696-1	大山 忠秋	志摩南	三重外湾漁業協同組合
志摩市大王町波切 1194-3	小河 光昭	志摩南	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成 26 年 9 月 19 日から同年 10 月 3 日まで
- (2) 縦覧場所
志摩市志摩町和具 1896-53 三重外湾漁業協同組合志摩支所和具事業所

三重県告示第 610 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び小売業を行う者に関する変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール東員
員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地ほか 321 筆
- 2 東員町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 26 年 9 月 19 日から同年 10 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 611 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、松阪市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500kg を超えるはかりを除く。）。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
平成 26 年 10 月 20 日（月）	午前 9 時 30 分から 午後 2 時まで	三重地方卸売市場 （管理事務所 1F ロビー）
平成 26 年 10 月 21 日（火）	午前 10 時から 午後 3 時まで	嬉野地域振興局
平成 26 年 10 月 22 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	飯南産業文化センター
平成 26 年 10 月 23 日（木）	午前 11 時から 午後 2 時 30 分まで	飯高総合開発センター
平成 26 年 10 月 24 日（金）	午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所 （庁舎裏公用車駐車場）
平成 26 年 10 月 27 日（月）	午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所 （庁舎裏公用車駐車場）

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 5 号

三重県海面におけるふぐはえなわ漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 26 年 9 月 19 日

三重海区漁業調整委員会会長 東 岡 保

- 1 禁止漁具
浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、志摩市阿児町志島と同市大王町畔名境界から基点 1（北緯 34 度 18 分 01 秒 東経 136 度 58 分 08 秒（経

緯度数値については世界測地系による。)) を結んだ線と基点 1 より 118 度 00 分 (真方位) に延長した線より以南の海域を除くものとする。

なお、基点 1 の日本測地系による経緯度数値は、北緯 34 度 17 分 49 秒 東経 136 度 58 分 19 秒である。

2 操業禁止期間

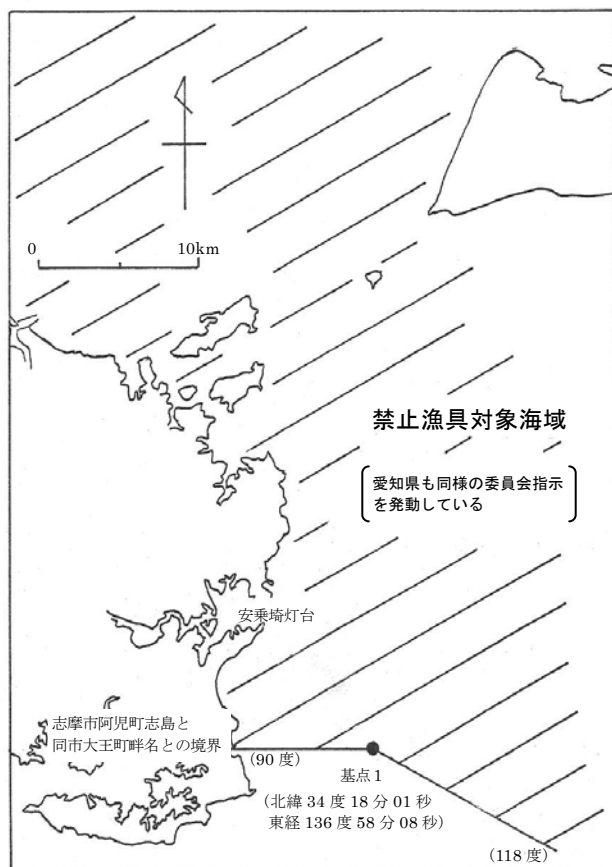
3 月 1 日から 9 月 30 日まで

3 採捕禁止の対象

600 グラム未満のトラフグ

4 指示の有効期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで



禁止漁具対象海域

三重海区漁業調整委員会告示第 6 号

定置漁業 (通称大型定置漁業) は漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 10 条に基づいて漁業権が付与されていますが、このほかに定置漁業の保護区域について、同法第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 26 年 9 月 19 日

三重海区漁業調整委員会会長 東 岡 保

1 保護区域 (別図参照)

次の直線 A、B、C 及び D の 4 直線によって囲まれた区域

(1) 沖合の線 (A)

身網の突き当たりから沖へ 300 メートル離れた所を通り、両側の台を結ぶ線又は台が 2 個ある場合はその中間点を結ぶ線 (以下「基線」という。) に平行な直線

(2) 側面の線 (B 及び C)

基線の延長線上を前方の台から前方へ 500 メートル離れた所及び後方の台から後方へ 300 メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な 2 直線。ただし、両口網の場合は、基線の延長線上を両側の台から両方へ 500 メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な 2 直線

(3) 沿岸の線 (D)

垣網の磯側の末端を通り、基線に平行な直線

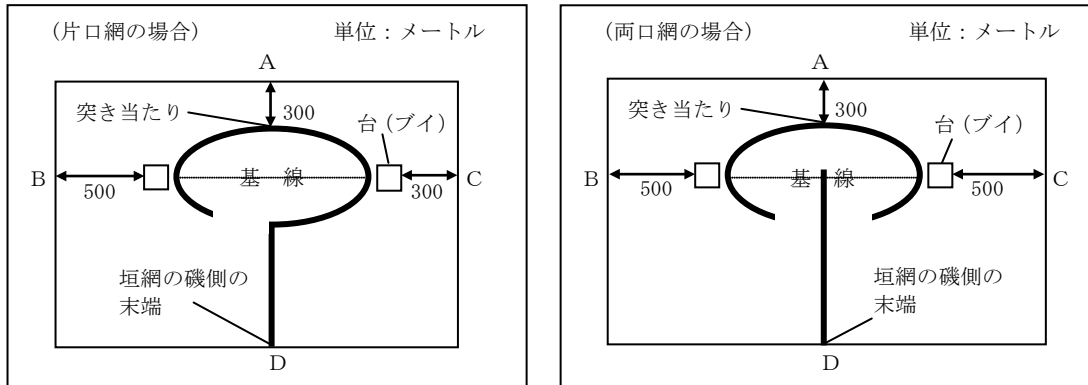
2 禁止行為

1 の保護区域においては、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）又は集魚灯を使用する漁業をしてはならない。ただし、共同漁業権者及び定置漁業権者の同意を得た場合は適用を除外する。

3 指示する期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで

別図



公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

平成 26 年 9 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
安光 俊介	942	平成 26 年 9 月 9 日	牛

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 26 年 9 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 特定役務の名称 三重県中小システム統合サーバ再構築・運用保守業務委託
- 担 当 部 局 津市広明町 13 番地
三重県地域連携部 IT 推進課
- 落 札 者 決 定 日 平成 26 年 9 月 3 日
- 落 札 者 三重県津市桜橋 2 丁目 149 番地
西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 横山 桂子
- 落 札 金 額 入札価格 118,320,000 円
契約金額 127,785,600 円
- 決 定 手 続 一般競争入札
- 入 札 公 告 日 平成 26 年 7 月 18 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県

規則第 84 号) 第 12 条の規定により公告します。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県水産研究所 調査船「あさま」中間検査に伴う修理工事（総トン数 79 トン） |
| 2 | 担 当 部 局 | 志摩市浜島町浜島 3564-3
三重県水産研究所総務調整課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成 26 年 9 月 5 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市富双 1 丁目 1-3
鈴木造船株式会社 代表取締役 鈴木 幸志郎 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 31,400,000 円
契約金額 33,912,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成 26 年 7 月 15 日 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 26 年 9 月 19 日

三 重 県 警 察 本 部 長 大 賀 眞 一

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | I C 免許証関連システム再構築作業委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町 1 丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 平成 26 年 8 月 26 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市栄町 2 丁目 312 番地
日本電気株式会社 三重支店 支店長 飯田 勇 |
| 5 | 契 約 金 額 | 42,120,000 円（うち消費税及び地方消費税 3,120,000 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 2 号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
